慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	マクロな制度編成と移民の社会経済的統合
Sub Title	Institutional arrangements and socioeconomic integration of immigrants
Author	竹ノ下, 弘久(Takenoshita, Hirohisa)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2016
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.21 (2016. 7) ,p.42- 56
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集 : 移民の市民的統合の内実 : 政治社会学的地域研究の視座から
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20160702-0042

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マクロな制度編成と移民の社会経済的統合

Institutional Arrangements and Socioeconomic Integration of Immigrants

竹ノ下　弘久

１．社会階層論から見る移民の社会経済的統合

国境を越える移動を経た移民が、移住先社会のなかにどのように組み込まれ、その社会にどのような形で統合されていくのかは、移民研究では、非常に古くからある問いであり、またすぐれて現代的な課題でもある。2015 年の三田社会学会大会のシンポジウムのテーマとなった「移民の市民的統合」は、政策言説としては、1990 年代ないしは 2000 年代以降に注目され、大きな関心を集めたが、移民のホスト社会への統合それ自体は、大規模な移民受け入れの歴史を有する国民国家、社会においては、非常に古くからある問題である。

筆者が大学院生のころは、関根政美先生の大学院の授業や院生同士の研究会で、移民のホスト社会における統合の問題を、同化主義や多文化主義という枠組みで議論していた。当時の筆者にとって、それらの議論の最も中心的な関心は、文化的、言語的背景の異なる人々と受け入れ社会やマジョリティの人々がどのように「共生」していくかということであった。「文化」を重要な構成要素とする多文化主義という概念にもとづき、異なる文化的差異を、社会の公的領域のなかでどう承認していくかが、当時の筆者の大きな関心でもあった。その後、筆者は、量的社会調査データを用いた階層研究へと大きく傾斜し、その関心は、移民・外国人をめぐる階層、職業、不平等へと変化していく。とはいえ、研究の焦点が、文化から経済的格差や不平等に移行したことで、「移民の統合」の問題を、これまでとは異なる視点で、考えられるようになった。欧米の先行研究、とりわけ、ポルテス（Alejandro Portes）らを中心とするアメリカの社会学者や、ヨーロッパにおける移民の編入様式に関する国際比較研究を参照することで、移民の社会階層と経済的な格差・不平等問題が、移民の社会統合を考えるときの、中心的な問題関心であることも分かった（Kogan 2007; Portes and Rumbaut 2006; Reitz 1998）。

一般に、受け入れ社会の労働市場で有用とされる技能やスキルをもたない移民は、賃金の低い非熟練労働に従事し、景気変動による失業のリスクも高く、経済的にはきわめて周辺化されている。受け入れ社会で、高い水準の福祉が提供されている場合は、移民が福祉受給者となる可能性も高く、そうした状況は、マジョリティ国民からの反発をまねいている。移民の福祉受給への反発は、マジョリティとマイノリティの社会的分断を招き、移民の社会的孤立や排除を一層深刻なものとしている（Banting 2000）。欧米を中心とした大規模な移民受け入れを経験してきた社会では、移民の階層構造における底辺への編入と社会的排斥の増大から、移民の社会経済的な「統合」は、実践的な課題でもある。

竹ノ下弘久「マクロな制度編成と移民の社会経済的統合」
『三田社会学』第 21 号（2016 年 7 月）42-56 頁

以上の問題関心から、本稿では、階層研究の立場から、社会経済的な統合に焦点をあて、欧米の移民を対象とする先行研究にもとづき理論的な考察を行う。

２．移民の社会経済的な統合を左右するマクロな諸制度

（１）市民的統合と社会経済的統合

本節では、移民の社会経済的統合が、どのようなマクロな諸制度によって形成されているのか、その理論的な見取り図を示す。移民の社会経済的な統合というとき、それは一体何を指し示すのであろうか。本稿では、社会経済的な統合を、ホスト社会におけるマジョリティと比較して、様々な社会的、経済的な生活状況において一定の平等が保障され、主流社会から排除されることなく、社会への参画を促進する取り組みと考えたい。とりわけ、雇用、所得、教育機会、住宅など、人々が社会生活を送るうえで必要とされる物的、経済的な資源の、一定程度の平等な分配は、移民が社会から排除されず、移住先の社会に参画していくうえで重要な要素である（Castles et al. 2014; OECD 2007）。

しかしながら、近年の統合の議論には、移民の主流社会への統合に向けて、同化主義的な視点が強調されるようになった。すなわち、移民の主流社会への統合を達成するためには、社会経済的な平等の追求だけでなく、ホスト社会の言語や文化、民主的な価値、法規範への同化が必要であるというものである（Bevelander and Groeneveld 2012; Joppke 2007）。近年、多くの移民を受け入れてきた国々では､新規の移民を対象に､市民統合のためのコースの受講を義務づけ、そのなかで、その社会の支配的な価値観や文化を学習し、最終的にはそのテストを受け、合格点に達した人だけが、その国の居住権、永住権、市民権が付与される（Takenoshita 2015）。ヨップケは、これを非リベラルな手段を用いたリベラルな価値の追求と考え、抑圧的リベラリズムと呼ぶ（Joppke 2007）。このように、移民の統合には、社会経済的な次元を中心とする構造的統合と、その社会の支配的な考え方、文化を受け入れる文化的同化の 2 つの側面があるが、本稿では主として前者に注目し、後者については、前者を論じるうえで必要な側面に限定して論じることにする [1)]。

（２）人的資本理論と編入様式論

それでは、移民の社会経済的な統合は、いかなる要因によって形成されるのか。言いかえれば、どのような要因が、移民の社会経済的な上昇移動や、貧困や失業からの脱出を可能にし、マジョリティとの間の機会の平等の実現に寄与するのだろうか。もっともミクロなメカニズムに依拠した説明として、人的資本理論を移民研究に応用する視点がある。すなわち、移民が移住先の社会で、よりよい職業につけなかったり、高い失業リスクや、永続的な貧困状況に陥ってしまうのは、移住先社会の労働市場で有用とされる人的資本や仕事に必要なスキルをもたないからというものである。移民とマジョリティとの人的資本の水準の相違が両者の著しい不平等をもたらし、移民の社会経済的な排除と貧困を生み出すと、人的資本理論は説明する

(Chiswick 1978)。

経済学者による個人主義的な説明に対し、社会学者は、様々なマクロ、メゾの社会構造に注目し、それらを制度論の視点から移民の社会経済的な統合を形成するメカニズムとして説明する。有名な理論枠組みに、ポルテスの編入様式論（Modes of incorporation）がある。そこでは、政府の移民を対象とする政策、労働市場をはじめとした社会レベルでの移民の受け入れ、移民が地域社会レベルで作り出すエスニック・コミュニティという 3 つの要因が、移民の移住先社会への編入様式を大きく左右するという（Portes and Rumbaut 2006）。ポルテスの理論は、アメリカに居住する移民の地位達成や適応の多様性を説明するために提唱された。そのため、古典的な移民国であるアメリカに特有な諸制度が、考察の背後に退き、国家レベルでのマクロな制度編成がミクロな移民の社会経済的統合にどう影響するかが、十分に検討されなかった。

（3）移民の社会経済的統合とマクロな諸制度

近年では、特定の国に居住する移民だけでなく、複数の国に居住する移民を対象とする比較研究が盛んにおこなわれている。異なる国に居住する移民を比較することで、国ごとに異なるマクロな制度的状況が、個人レベルの移民の階層的地位やかれらの社会経済的統合にどのような影響を及ぼすかを、実証的に明らかにすることができる。図 1 では、先行研究に依拠して、移民の階層的地位や社会経済的統合とマクロな諸制度との関係を示した。社会階層論は、脱工業化とグローバル化が、近年、多くの先進国において不平等や格差の拡大に大きく貢献していると論じる（Bochholz et al. 2009）。脱工業化とグローバル化による格差の拡大は、移民の編入様式に大きな影響を及ぼし、移民の階層的地位を上層と下層へと大きく二極化（polarization）させている（Portes et al. 2005）。しかし、脱工業化とグローバル化による格差の増大は、多くの先進各国で一様に生じているのではなく、各国の異なる制度的状況に媒介され、異なる形で出現している（Bochholz et al. 2009）。社会階層と不平等の領域では、各国によって異なる福祉レジーム、労働市場構造、労使関係、技能育成のあり方が、グローバル化による格差の増大をどのように媒介しているかが、国際比較データを用いて検討されてきた。

本稿では、移民の階層的地位や社会経済的統合を左右する重要な制度要因として、次の 4 つをあげたい。それらは、移民の出入国管理政策、移民を対象とする統合政策、福祉レジーム、雇用政策・労使関係と労働市場構造である。

移民の出入国管理政策は、移民の階層的地位や社会経済的統合に、どのような影響を及ぼすのであろうか。出入国管理政策は、どのような移民が、移住国への入国が許可されるのかという点で、移民の選抜に大きく関与している。とりわけ、選抜される移民の人的資本の水準は、移住後の階層的地位や地位達成に大きな影響を及ぼす。すなわち、出入国管理政策が、選抜される移民の人的資本をどのように左右しているかが、ここでの重要な論点となる(Van Tubergen 2006)。出入国管理政策が、高学歴で高技能の移民を優遇し、優先的に選抜する仕組みとなっているのか、それとも、低学歴、低技能の移民の入国を許容するものとなっているのか。そうし

た政策の違いが、受入国に居住する移民の人的資本の水準を大きく左右する(Borjas 1985)。

たとえばアメリカでは、1965 年の移民法改正により、家族再結合による移住を大幅に認めた反面、特定の仕事に対する労働需要や専門的知識や技能にもとづいて選抜される移民の規模は、非常に小さい。対照的に、カナダとオーストラリアでは、白豪主義などの移民の出身国にもとづく移民選抜をやめたことと並行して、人的資本や技能などの基準にもとづき移民を選抜するポイント制度を発展させた。このようにこれら両国は、経済発展に貢献することを意図した出入国管理政策を展開していった（Reitz 1998）。

図 1　移民の統合とマクロな諸制度（Bochholz et al. 2009; Kogan 2007; Reitz 1998; Van Tubergen 2006）

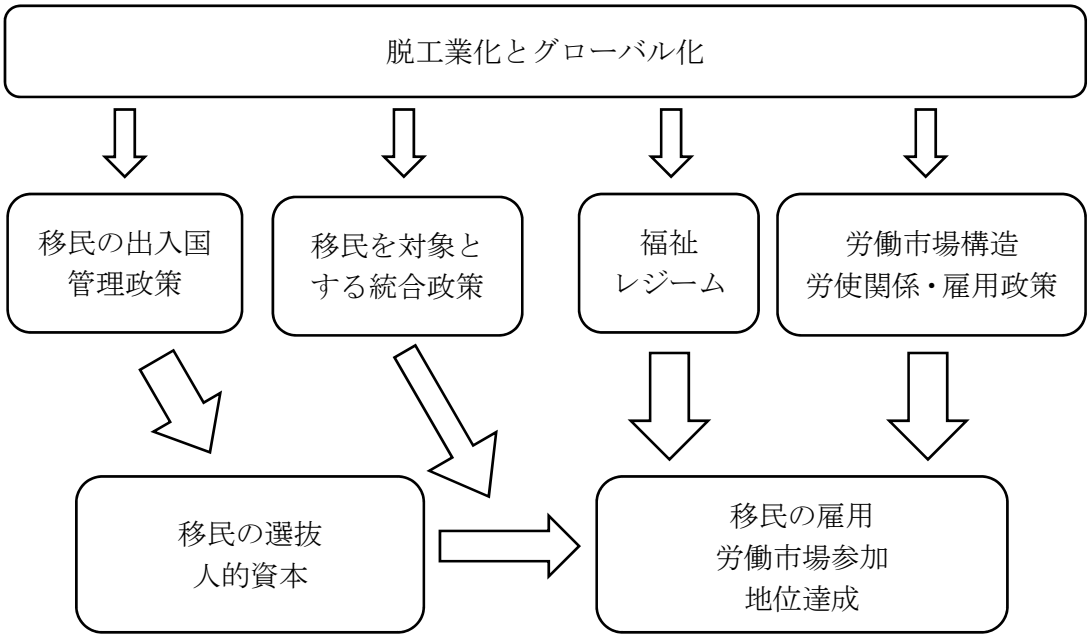

第 2 の移民の雇用や社会経済的統合を左右する制度的要因として、移民を対象とする統合政策に注目する。移民統合政策は、市民権に関する政策（モデル）と、移民を対象に展開される統合のためのプログラムの 2 つから構成される。市民権モデルでは、移民の政治参加と市民権獲得に必要な公的要件に関する包摂と排除のメカニズムに、考察の重点をおく。市民権について国家が行う取り組みは、大きく生地主義と血統主義の 2 つに分けられる（Brubaker 1992）。生地主義は、当該国での出生が、市民権付与の根拠とされる。一般的に、生地主義を実践する国では、移民の市民権付与に当該国での居住要件を重視し、外国人の市民権の取得や参政権の付

与に対し、血統主義の国ほど厳格ではない。移民・外国人は、市民権の獲得を通じて、その国のマジョリティと同等の権利を行使し、国からの給付を受けることができる。他方で、血統主義を実践する国では、血統主義の国で生まれた移民の子どもや、移民自身も長期間その国に居住しても、自動的にその国の国籍、市民権は付与されない。国籍取得（帰化）の申請をしても、取得要件が厳格であるために、容易にその国の国籍を取得することができない。移民が容易に移住先の国の市民権を取得できることで、外国人には享受できない権利と給付にアクセスすることができ、その結果、移民の社会経済的統合が促進される （Fossati 2011）。

いま 1 つが、移民を対象とする統合のためのプログラム、社会政策である。具体的には、移民を対象とするホスト社会の公用語教育の提供、ホスト社会の法律、社会、文化に対するオリエンテーション、難民・移民の失業者を対象とする職業訓練事業、職業紹介、公営住宅の提供、あっせんなどがあげられる。他方で、移民を特別に対象とする支援プログラムを実施することで、かえって、移民やその子どもたちの受け入れ社会からの分離や分断、社会的孤立を助長しないかという批判もなされている（Castles et al. 2014）。しかしながら、こうしたプログラムが現実に提供されるのは、移民自身が、教育、言語、住居、就労などで特別なニーズを有し、こうしたプログラムが提供されないと、移民とその子どもたちは、ホスト社会で生活を送るうえで、著しく不利な状況に直面するからである。統合プログラムの実施を支持する人々は、移民が移住先社会で生活するうえで、様々な場面での選択の自由が保障されるためには、移民の経済的な生活状況に直結する、就労、教育、言語、住居などの場面で、特別な支援の提供が必要であると主張する（Takenoshita 2015）。

第 3 の移民の社会統合を左右する制度的要因として、受け入れ社会がどのような福祉レジームを採用しているかがある。エスピン・アンデルセンによれば、福祉レジームという概念は、福祉の生産が、国家、市場、家族にどのように割り振られているかを明らかにする（Esping-Andersen 1999=2000）。アメリカにおいて典型的な自由主義的な福祉レジームは、小さな国家と市場中心的な福祉の提供を重視する。リスクの個人的責任が強調され、失業や貧困状態に陥っても不十分な福祉給付しか受けられない。国家による再分配の機能が弱いため、経済的な格差・不平等が大きく、低学歴で特別なスキルをもたない非熟練の仕事に従事する労働者は、貧困状態に陥りやすい。同様のことは、移民にも当てはまる。移住先の国の学歴がなく、公用語を話せず、その国の就労現場で有用なスキルをもたない移民も、賃金の低い非熟練の仕事にしかつけず、貧困に陥りやすい。ルクセンブルグ所得調査（Luxembourg income study）のデータベースを用いた研究によれば、1990 年代のアメリカにおいて、所得再分配後の貧困率が、ネイティブの世帯では 15%だが、移民世帯では 37%となっており、他の諸国と比べても、移民の貧困率が著しく高い（Morissens and Sainsbury 2005）。

対照的に、北欧諸国で典型的に見られる社会民主主義レジームでは、国家が福祉の生産に大きく関与する。自由主義レジームのように、人々の福祉の生産と配分に市場が重視されると、人々の稼得力によって社会的資源へのアクセスに大きな格差、不平等が生じがちである。人々

に様々な選択の自由を保障するためには、万人に生活に必要な社会的資源へのアクセスを平等に保障する必要がある。普遍主義的、平等主義的な福祉の配分に、国家が大きく関与する。国家の強力な再分配機能を通じて、所得格差や機会の不平等の点で、不平等の小さい社会が実現しやすい。社会民主主義レジームにおける寛大な福祉給付は、その社会の市民権をもつ国民だけでなく、移民の社会経済的統合にも大きく役立つであろう（Fossati 2011; Kogan 2007; Takenoshita 2015）。

保守主義レジームでは、主な福祉の担い手を家族と想定し、国家は、家族の福祉機能をサポートする役割を果たす。性別役割分業を前提とすると、家族のなかでも男性が主たる稼ぎ手であることから、国家は、男性稼ぎ主の雇用を保護することを重視する。さらに、保守主義レジームでは、貢献原則にもとづく社会保険制度が、人々に対する福祉の提供において重要な役割を果たす。社会保険料は所得に比例し、実際に受け取る給付額も、これまでに支払った保険料の額により異なる。貢献原則にもとづく社会保険制度は、所得再分配の機能が弱く、既存の階層構造やジェンダーの不平等を再生産する傾向がある（Esping-Andersen 1999=2000）。既存の不平等構造を再生産する保守主義レジームの特徴からも、受け入れ社会の階層構造の下層に組み込まれた移民は、福祉レジームの助けによって、階層的な障壁を乗り越え、上昇移動を企図することは、困難であるかもしれない。とはいえ、保守主義レジームの国は、エスピン・アンデルセンの想定よりも多様であり、福祉に対する公的支出の規模が、国によって大きく異なる。保守主義レジームと移民との関係を明らかにするときは、こうした同一レジーム内部の国家間の相違も、留意すべきである（Morissens and Sainsbury 2005）。

第 4 の移民の社会経済的統合を左右する制度に、労働市場構造がある。そして、労働市場構造は、先に取り上げた福祉レジームと補完的な関係にあることも注意すべき点である。労働市場構造が移民の編入様式を大きく左右することは、ポルテスをはじめ多くの論者によって指摘されてきた。なかでも、労働市場の二重構造と移民との関係を論じたピオレの議論が有名である。労働市場は、中核的な第 1 次労働市場と周辺的な第 2 次労働市場に分断されている。第 1 次労働市場では、労働者が一定の技能や熟練を要する職務に従事しているため、雇用主は労働者に対して教育訓練を提供するなど、一定の投資を行わなければならない。そのため、雇用主は、短期的な景気変動が生じても、労働者を容易に解雇することができず、労働者は、安定した雇用を享受することができる。第 2 次労働市場では、労働者は非熟練労働に従事しているため、雇用主は、労働者に対して教育訓練を提供するなど、投資の必要がない。そのため、景気変動に応じて、雇用主は容易に労働者を解雇することができる(Kalleberg 2003; Piore 1979)。そのため、第 2 次労働市場での雇用は、国内労働者にとってあまり魅力的な選択肢ではなく、労働力不足が生じやすい。その結果、雇用主は、海外からの移民労働者に依存するようになり、非熟練労働に従事する移民は、こうして、第 2 次労働市場へと組み込まれていく(King et al. 1997)。しかし、第 2 次労働市場に組み込まれた移民は、労働市場の分断構造のために第 1 次労働市場に移動することは、非常に難しい（Luthra and Waldinger 2010; Takenoshita 2013）。

近年のグローバル化の進展に伴う労働市場の流動性と非正規雇用の増大は、上記の労働市場の分断構造の視点からも、考察することができる。中核的な労働市場に組み込まれ、雇用の安定性を享受できる正規雇用と、周辺的な労働市場で、雇用の不安定な非正規雇用である。しかし、こうした正規雇用と非正規雇用という雇用関係の二極化は、すべての国で一様に生じているわけではない。非正規雇用の増加の度合いは、労働者の解雇コストによって異なる（Kalleberg 2000）。ある国の労働法制において、労働者の解雇規制が強く、解雇コストが高く設定されているとき、雇用主は、経営上の理由から労働者を容易に解雇することができない。そのため、雇用主に対して厳しい解雇規制（Stringent employment protection legislations）が敷かれた国では、経営者は、教育訓練を必要としない職務や、一時的に必要な職務については、正規雇用ではなく、解雇の容易な非正規雇用の労働者を多く採用する傾向がある（Hevenstone 2010）。福祉レジームとの関係では、先に論じた保守主義レジームの国々で、主な稼ぎ手である男性の雇用を守る観点から、正社員に対する解雇規制が強く、その結果、非正規雇用の増加をもたらしている。他方で、自由主義レジームの国々では、市場メカニズムに依存する度合いが高いため、解雇に対する規制が弱く、正社員もまた雇用の不安定な状況に直面しがちである。

解雇規制の厳しい国では、雇用関係が正規雇用と非正規雇用に二極化し、移民労働者は、非正規雇用として採用される傾向がますます強くなるだろう。正規雇用に対する解雇規制が厳しいと、労働者を容易に解雇できないため、雇用主は採用時にわかりやすい指標で労働者を選別しがちである。たとえば女性労働者は、結婚・出産・育児期に、会社を退職する傾向が、男性労働者よりも平均的に高いことから、女性を採用、教育訓練、昇進などの点で雇用主が差別するといったことが考えられる。これらは、統計的差別とも呼ばれている（Leschke 2009）。移民労働者も、その国の公用語に習熟していない可能性があったり、出身国に帰る可能性があるため、国内労働者よりも離職率が高いとみなされ、雇用主は移民を差別的に処遇することも考えられる（Kogan 2003）。正規雇用を中心とした労働者に対する雇用保護法制は、移民の労働市場における地位や社会経済的統合に、影響を及ぼすと考えられる（Takenoshita 2013）。

３．移民の出入国管理、統合政策と福祉レジームとの関係

前節では、社会経済的統合を左右するマクロな諸制度を、それぞれ独立したものとして扱ってきた。しかしながら、具体的な各国の事例を検討すると、移民を対象とする政策とその国の多数の人々を対象とする福祉レジームは、相互に影響を及ぼしあっている。以下では、エスピン・アンデルセンが、自由主義、保守主義、社会民主主義という福祉レジームの典型的な国としてきたアメリカ、ドイツ、スウェーデンに注目し、移民政策と福祉レジームが相互にどのような関係にあり、移民の社会経済的統合を左右するのか、主としてセインズバーリーの議論にもとづき考える（Sainsbury 2006）。以下では、次の点に注目する。第 1 に、当該国の市民権をもたない外国人に対して、国家による福祉給付がどのように位置付けられているのか。第 2 に、外国人の入国の経緯や法的な滞在地位が、移民を対象とする福祉給付や統合プログラムの提供

に、どのような違いをもたらしているか。第 3 に、外国人の市民権の取得がどの程度容易であるのか。

（1）アメリカ

アメリカ合衆国は、典型的な資力調査を伴う福祉給付（公的扶助）と市場による福祉の供給を重視する自由主義レジームの典型として位置づけられる。ドイツのように、公的社会保険制度が福祉給付に占める割合が小さく、全市民をカバーする公的医療保険がない。基本的に雇用主が、医療保険、病気や出産に伴う休業補償などを従業員に対して提供する。そのため、なんらかの仕事に従事することが、さまざまな福祉給付を受けるために決定的に重要である（Esping-Andersen 1999=2000）。

歴史的に見て、アメリカでは移民の福祉プログラムへのアクセスは、制限されてきた。たとえば、貧困者の救済や公的扶助のプログラムは、外国人が受給することを禁じてきた。他方で、難民の福祉受給をめぐる状況は、他の移民とは大きく異なっていた。旧共産主義諸国からの難民は、アメリカに入国してすぐに、経済、医療、子どもの教育の面で、公的な支援を受けてきた。他方で、1980 年代以降の非正規滞在の移民の増加を受け、議会では、アメリカの市民権を持たない移民の福祉受給をさらに制限するための立法化が進められた。在留資格を持つ移民は、少なくとも入国から 5 年間は、公的扶助の受給を制限されることとなった。

1990 年代以降の福祉改革では、移民の福祉の受給には、市民権を取得することが、重要な原則とされた。移民の中でも、資力調査を伴う公的扶助の受給は、難民にのみ認められ、非正規滞在の移民や永住権を持つ移民の多くは、公的扶助の受給から排除された。また、公的扶助の支給をめぐる権限が、連邦政府から州政府や地方政府へと移行することで、移民の公的扶助の支給に、地域間の格差が増大した。他方で、アメリカの移民政策は、居住開始後 5 年を経過した後に市民権の取得が可能になるなど、他国と比較して市民権の獲得が相対的に容易である。市民権を獲得すれば、出生地がどこであろうと、市民を対象とするあらゆる福祉受給が可能となる。このように、アメリカでは市民権のない移民は、アメリカの福祉受給が大きく制限される一方、市民権を得ることで、他の市民と同様の福祉プログラムを受給する道が開かれる（Sainsbury 2006）。

（2）ドイツ

他方でドイツの福祉レジームは、保守主義とされ、貢献原則にもとづく社会保険制度が中心であり、就労が福祉受給において非常に重要である。ドイツでは、移民も就労することで、公的社会保険制度に組み込まれ、さまざまな公的福祉プログラムを受給することができるとされる。しかし、ドイツの移民政策は、外国生まれの移民の福祉受給に大きな制限を課してきた。たとえば、失業によって長期間にわたり移民が福祉給付を受けると、居住許可が更新できなくなり、市民権の取得や帰化申請ができなくなる。ドイツの福祉レジームでは、就労が公的福祉

の受給において極めて重要であるのと同様に、移民政策においても、就労は移民の居住許可の付与に重要な役割を果たしてきた。制限的な就労許可によって移住した移民労働者は、特に弱い立場に立たされる。そうした労働者が失業して、1 年以内に仕事が見つからなければ、政府は、労働市場には移民労働者への需要がないとみなし、移民の失業給付の受給を拒否することができる（Sainsbury 2006）。

1970 年代の労働移民の停止後は、家族再結合による移民が、多くを占めるようになった。ドイツにおける家族再結合による移民の扱いは、保守主義的な福祉レジームと関係する伝統的な性別分業の移民政策への影響を大きく反映するものであった。男性稼ぎ主モデルを前提に、家族再結合によって移住した配偶者は、移住から 4 年間（2000 年には 2 年間に縮小）、就労を禁止された（Morris 2002）。1990 年までは、呼び寄せられた家族個人に居住許可は与えられず、居住許可は、家族を呼び寄せた世帯主だけに付与された。呼び寄せられた家族が永住権を取得するためには、5 年間の社会保険への加入が必要だが、家族再結合によって移住した妻たちは、移住後すぐに労働市場に参入することができないため、彼女たちが個人として永住権を取得するには、さらに長い時間を要した。

他方で、ドイツ政府から難民認定された人々は、福祉サービスへのアクセスで、著しく異なっていた。公的扶助、住宅扶助、子ども手当、教育への財政的支援、家族再結合の権利、無制限の居住許可の更新など、福祉サービスの受給とドイツでの在留の安定化など、非常に有利な状況にあった。そして、ドイツ以外のヨーロッパやロシアなど各地に移住していた民族的ドイツ人（Aussiedler）が、ドイツに帰還した場合は、難民よりも福祉の受給や統合プログラム（特別な教育訓練プログラム）の受講などさらに優遇された。しかし近年では、民族的ドイツ人や難民に対する優遇政策も、大きく削減されている。

ドイツは、アメリカと比較して、市民権や永住権の取得にさまざまなハードルが課せられ、困難なものとなっている。ドイツ語の習得は、市民権獲得に必要な項目だが、公的な言語教育プログラムは、民族的ドイツ人向けに限定されてきた。近年では、ドイツの移民政策の排外性は弱められつつあるものの、保守主義的な福祉レジームと排外的な移民政策は、相互に影響を及ぼしあうことで、移民の社会統合を阻害してきた（Sainsbury 2006）。

（3）スウェーデン

最後にスウェーデンでは、社会民主主義福祉レジームのもと、移民に対してより包摂的な施策を行ってきた。スウェーデンでも、保守主義レジームのように、貢献原則にもとづく社会保険制度が拡大する勢いを見せているが、スウェーデンでは社会保険料の加入と支払いは、福祉給付の受給に決定的に重要というわけではない。多くの福祉サービスは、税と雇用主による保険料の支払いによってまかなわれ、市民権をもたない移民の福祉受給は、居住にもとづく権利として承認されてきた。スウェーデンの移民政策の基本的な原則とは、居住を基盤とする権利付与である。これは、当初は、近隣の北欧諸国からの移民の諸権利をスウェーデン人と平等に

処遇することから出てきたものであり、こうした原則が、難民や永住権をもつ移民へと次第に拡張されてきた。移民、難民を居住にもとづき平等に処遇するスウェーデンの移民政策をもとに、ハンマーは、デニズンシップ（Denizenship）という概念を提起した（Hammar 1990=1999）。

スウェーデンにおける戦後の移民流入は、ドイツのそれと非常によく似ている。外国人労働者の募集と戦後の高度成長期における労働移民、石油危機に伴い労働移民の募集の停止とその後の家族再結合と難民の大規模な流入である。しかしながら、そうした外国人をどのように統合してきたかという点で、ドイツとスウェーデンは大きく異なる。難民と庇護申請者を同等に扱うこと、家族再結合に対する寛大なルールの策定、移民に対する文化的政治的諸権利の導入、外国人への地方参政権などを、スウェーデン政府は市民権を持たない外国人に対して行ってきた（Brochmann and Hagelund 2012）。

スウェーデンでは、居住許可を持つすべての移民に対して、スウェーデン市民と同等の福祉サービスの提供を行ってきた。外国人労働者は、失業給付や労働災害の保障に入国後かなり早い時期からアクセスすることができ、短期間の居住で、移民は、公的健康保険、子ども手当て、住居手当、公的扶助を利用することができた。ドイツでは、福祉サービスの受給に、就労と家族主義が前提とされ、就労する男性世帯主を中心にサービスの提供がなされたが、スウェーデンではいくつかの福祉プログラムの支給は、個人主義、市民権、居住の原則にもとづいて行われたため、さまざまな理由から移民が仕事につけなくても、こうした福祉サービスを受給する権利が認められた。さらに、福祉の受給が居住にもとづいて行われてきたことから、難民と居住許可を持つ移民との間に社会的権利の保障をめぐって著しい区分や格差が存在しないことも、スウェーデンにおける移民の福祉プログラムの大きな特徴である（Sainsbury 2006）。

1990 年代以降のスウェーデンにおける景気低迷は、政府の福祉支出の削減をもたらした。しかし、アメリカやドイツとは異なり、スウェーデンではことさらに、移民だけが福祉の削減対象となっているわけでは必ずしもない。とはいえ、1990 年代の景気低迷の結果、移民の就労率は低下した。失業率の増大により、税を財源とする貢献原則に依拠しない公的扶助受給者が、移民の間で大きく増加した。その結果、公的扶助の代わりに、庇護申請者と難民については、特別な手当ての制度（Introduction allowance）を創設し、その手当ての受給期間は、入国から 2 年以内の期間とされた（Brochmann and Hagelund 2012; Sainsbury 2006）。

最後に、市民権獲得の要件について触れると、スウェーデンは、アメリカ以上に帰化の要件が自由主義的である。帰化にいたる居住用件は、現在 5 年間であり、帰化に際してスウェーデン語の試験などは課されない。また 2000 年代以降は、帰化に際し、出身国の市民権の放棄も要求されなくなった。実際、移民のなかでも帰化した人の割合は、アメリカよりもスウェーデンのほうが高い（Sainsbury 2006）。

以上、3 カ国における移民の社会的権利の保障と福祉サービスの提供と制限についてみてきた。各国とも、異なる移民と福祉政策の発展の歴史を有するが、各国の異なる福祉レジームと移民政策が相互に影響を及ぼしあい、その国に特有な移民の統合政策が行われてきたことが、

これらの検討を通じて理解できる。福祉サービスの提供が、個人に対する社会的権利の保障として行われてきたスウェーデンでは、市民を対象とする福祉サービスが、移民にも拡張されてきた。他方で、市場メカニズムによる福祉の生産と供給を重視するアメリカでは、政府の市民に対する福祉の提供は、貧困層など限定的であるが、移民を対象とする場合、さらなる制限が設けられていた。家族主義を重視するドイツでは、福祉の提供に男性稼ぎ主モデルが前提とされることで、女性の移民の社会的権利が十分に保障されていなかった。加えて、血統主義的な市民権モデルを重視するため、民族的なドイツ人を優遇する反面、血統を共有しない移民が、福祉サービスを受給することで、居住許可の更新を拒否するなど、排外主義的な対応もとってきた。このように、福祉レジームと移民政策の相互の関係と、それらがどう移民の統合政策を形成するかは、移民の社会階層と政策との関係を考えるときの重要な論点である。

４．マクロな諸制度と現実の移民の社会経済的統合との関係

前節では、移民の社会経済的統合を左右する福祉レジームと移民政策との関係について、各国の事例にもとづき論じてきた。本稿では最後に、移民を受け入れる各国のマクロな諸制度が、移民の社会経済的統合にいかなる影響を及ぼしているのか考察する。各国の移民統合政策の取り組みを比較可能な形で指標化したものに、移民統合政策指標（Migration Integration Policy Index: MIPEX）がある。2014 年の結果を見ると、対象となった 38 か国中、ポルトガルと並んでスウェーデンが、移民統合政策への取り組みがもっとも進んでいるとして、第 1 位（80 点）にランクされ、本稿で取り上げたドイツとアメリカは、それぞれ 9 位（63 点）と 10 位（62 点）であった。日本は、43 点で 31 位であった [2)]。労働市場への統合についても、スウェーデンは 98 点と第 1 位にランクされ、ドイツは 4 位（86 点）、アメリカは 13 位（67 点）であった。

スウェーデンにおける市民に対する平等主義的、普遍主義的な福祉の提供は、移民統合政策指標でも高く評価されるなど、移民の社会統合政策を推進する大きな効果を有しているように見える。それでは、実際にこれらの政策はどの程度、現実の移民の社会経済的統合に寄与しているのであろうか。ウィーズブロックによれば、2004 年から 2005 年にかけてのスウェーデンの失業率について、ネイティブと外国生まれとの格差を計算したところ、男性と女性ともに、外国生まれの方がネイティブよりも失業率がおよそ 2 倍高かった（外国生まれの失業率は男性で 14%、ネイティブで 7%）。ドイツでは、その数値は男女ともに 1.6 倍から 1.7 倍となっており、必ずしも、スウェーデンの政策が、移民とネイティブとの失業率の格差の縮小に大きく貢献しているわけではない（Wiesbrock 2011）。EU 域外からの移民に注目すると、失業率の格差はさらに大きく、スウェーデンに住む EU 域外出身移民の失業率は 4 割近くと非常に高い（Kogan 2006） [3)]。

コーガンは、マルチレベル分析によって、福祉レジーム、解雇規制の厳しさ、職種における非熟練労働の占める割合といった各国の異なるマクロな制度的文脈が、EU 域外出身の移民の失業にどのような影響を与えているのかを、ヨーロッパ労働力調査（EU labor force surveys）を

用いて検討する。年齢、学歴、エスニシティといった個人属性をコントロールしても、これら3 つのマクロな制度変数は、失業率に有意な影響を及ぼしていた。福祉レジームについては、保守主義を基準とした時、自由主義レジームの国では、EU 域外からの移民とネイティブとの失業率の格差は有意に小さく、社会民主主義レジームの国では、両者の格差は有意に大きい。職業構造における非熟練労働の占める割合の高い国ほど、EU 域外出身の移民とネイティブとの失業率の格差は、有意に小さい。そして、福祉レジームを統制しなければ、解雇規制が厳しく、労働市場の硬直性の大きな国ほど、EU 域外からの移民とネイティブとの失業率の格差は、大きい（Kogan 2006）。解雇規制が移民の失業率に及ぼす効果は、2 節で論じた労働市場構造と移民の統合との関係に関する理論的予測を支持する結果でもある。国家による労働市場の規制が大きく、労働市場が硬直的な、保守主義と社会民主主義の国々では、移民とネイティブとの労働市場の分断が起こりやすく、移民の就業が困難なものとなっている（Kogan 2006）。

加えて、移民に対する統合プログラムにも、移民の労働市場参加を促進するというより、参加を押しとどめる効果があるのではないかという指摘も見られる。スウェーデンでは、難民や移民等を対象に言語教育と法律や諸制度、社会生活についてのオリエンテーションが、平均して 2 年間行われている。これらは、スウェーデンの言語や社会についてじっくりと学習する機会を提供する反面、移民・難民をスウェーデンの労働市場から引き離し、長期にわたる学習がかえって、移民の労働市場への円滑な移行を妨げているのかもしれない（Wiesbrock 2011）。

しかし、スウェーデンの失業率の高さは、統合プログラムそれ自体の問題ではなく、他の要因が複合的に影響して生じている可能性もある。第 1 に、出入国管理政策によって、どのような移民がホスト社会において選抜されているかである。スウェーデンでは、1990 年代以降の移民の多くは、難民と難民を中心とした家族呼び寄せである。難民とその家族は、出身国で十分な教育を受ける機会がなく、長期間の難民キャンプでの生活のため学校での教育経験のない人たちも多くいる。こうした人たちが、高学歴化が進行し、産業構造の高度化を経験する社会で、何らかの仕事につくのは、非常に難しい課題である。第 2 に、受け入れ国の公用語を、移住前から移民がどれだけ学習する機会があるかである。スウェーデン語は、世界で外国語として学習される機会に乏しく、スウェーデンへの移民は、移住後にスウェーデン語を学習する期間が必要である。スウェーデン語の学習の必要性が、労働市場への円滑な移行を阻み、失業率を高めているのかもしれない（Wiesbrock 2011）。第 3 に、スウェーデンでは最低賃金が高く設定されてきたことで、非熟練労働者への賃金が相対的に高く、雇用主は非熟練労働者をなるべく少なく雇用しようとし、非熟練労働への需要を低下させてきた。非熟練労働は、学歴や移住先社会に特有な人的資本やスキルに乏しい移民にとって、参入障壁の低い職種である。このように、労働市場における非熟練労働の割合の低さは、移民の失業率を高めることに寄与する（Kogan 2003; Kogan 2006）。

本稿では、移住先社会におけるマクロな制度的状況と、移民の社会経済的統合との関係を、欧米の先行研究に依拠して論じてきた。多くの先進産業諸国は、脱工業化とグローバル化とい

う社会変動を経験しているが、その変化は、各国で一様に生じておらず、各国の制度的状況によって異なっている。移民の社会経済的統合には、移民を対象とする統合プログラムと福祉レジームがきわめて重要な役割を果たしているが、実際の移民の統合の状況を、失業率などの統計指標でみると、充実したプログラムの実施が必ずしも失業率の低下に寄与していないことも分かった。出入国管理政策における移民の選抜のあり方や非熟練労働への需要といった労働市場の構造、植民地支配の遺産といった要因の方が、移民の統合を左右しているという結果も見られる。移民の社会経済的統合は、大規模な移民受け入れを経験している国々にとって、きわめて重要な問題である。ヨーロッパ諸国でみられる移民とネイティブとの対立、葛藤の背後には、移民の経済的な周辺化、職業的な上昇移動の困難などが関係しているという指摘もある。日本の移民の階層の問題を考えるとき、移民の社会経済的統合をいかに推し進めていくかという視点は、今後ますます重要なものとなるであろう。

【註】

1) こうした移民の統合をめぐる 2 つの視点は、同化主義や多文化主義の中でも、以前から論じられていたことでもある（関根 1994）。

2) MIPEX については、次の HP を参照した。http://www.mipex.eu/　（アクセス日：2016 年 3 月 31 日）

3) EU 域外出身の移民の失業率の高さは、スウェーデンだけでなく、他のヨーロッパ諸国においても認められる。

【文献】

Banting, Keith G. 2000. "Looking in Three Directions: Migration and the European Welfare State in Comparative Perspective." Pp. 13-33 in *Immigration and Welfare: Challenging the Boarders of the Welfare State*, edited by M. Bommes and A. Geddes. London: Routledge.

Bevelander, Pieter, and Sandra Groeneveld. 2012. "How Many Hours Do You Have to Work to Be Integrated? Full-Time and Part-Time Employment of Native and Ethnic Minority Women in the Netherlands." *International Migration* 50:e117-e31.

Bochholz, Sandra, Dirk Hofacker, Melinda Mills, Hans-Peter Blossfeld, Karin Kurz, and Heather A. Hofmeister. 2009. "Life Courses in the Globalization Process: The Development of Social Inequalities in Modern Societies." *European Sociological Review* 25(1):53-71.

Borjas, George J. 1985. "Assimilation, Changes in Cohort Quality and the Earnings of Immigrants." *Journal of Labor Economics* 3:463-89.

Brochmann, Grete, and Anniken Hagelund. 2012. *Immigration Policy and the Scandinavian Welfare State 1945-2010*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.

Brubaker, Roger. 1992. *Citizenship and Nationhood in France and Germany*. Cambridge, MA: Harvard University Press.

Castles, Stephen, Hein De Haas, and Mark J. Miller. 2014. *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.

Chiswick, Barry R. 1978. "Effect of Americanization on Earnings of Foreign-Born Men." *Journal of Political Economy* 86(5):897-921.

Esping-Andersen, Gosta. 1999. *Social Foundations of Postindustrial Economies*.（=2000、渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎』桜井書店）

Fossati, Flavia. 2011. "The Effect of Integration and Social Democratic Welfare States on Immigrants' Educational Attainment: A Multilevel Estimate." *Journal of European Social Policy* 21(5):391-412.

Hammer, Tomas. 1990. *Democracy and the Nation State: Aliens, Denizens and Citizens in a World of International Migration*.（=1999、近藤敦監訳『永住市民と国民国家――定住外国人の政治参加』明石書店）

Hevenstone, Debra. 2010. "National Context and Atypical Employment." *International Sociology* 25(3):315-47.

Joppke, Christian. 2007. "Beyond National Models: Civic Integration Policies for Immigrants in Western Europe." *West European Politics* 30(1):1-22.

Kalleberg, Arne L. 2000. "Nonstandard Employment Relations: Part-Time, Temporary and Contract Work." *Annual Review of Sociology* 26:341-65.

−. 2003. "Flexible Firms and Labor Market Segmentation: Effects of Workplace Restructuring on Jobs and Workers." *Work and Occupations* 30(2):154-75.

King, Russell, Anthony Fielding, and Richard Black. 1997. "The International Migration Turnaround in Southern Europe." Pp. 1-25 in *Southern Europe and the New Immigrations*, edited by R. King and R. Black. Brighton: Sussex Academic Press.

Kogan, Irena. 2003. "Ex-Yugoslavs in the Austrian and Swedish Labour Markets: The Significance of the Period of Migration and the Effect of Citizenship Acquisition." *Journal of Ethnic and Migration Studies* 29(4):595-622.

−. 2006. "Labor Markets and Economic Incorporation among Recent Immigrants in Europe." *Social Forces* 85(2):697-721.

−. 2007. *Working through Barriers: Host Country Institutions and Immigrant Labour Market Performance in Europe*. Dordrecht, the Netherlands: Brill

Leschke, Janine. 2009. "The Segmentation Potential of Non-Standard Employment a Four-Country Comparison of Mobility Patterns." *International Journal of Manpower* 30(7):692-715.

Luthra, Renee R., and Roger Waldinger. 2010. "Into the Mainstream? Labor Market Outcomes of Mexican-Origin Workers." *International Migration Review* 44(4):830-68.

Morissens, Ann, and Diane Sainsbury. 2005. "Migrants' Social Rights, Ethnicity and Welfare Regimes." *journal of Social Policy* 34(4):637-60.

Morris, Lydia. 2002. *Managing Migration: Civic Stratification and Migrants' Rights*. London: Routledge.

OECD. 2007. "Jobs for Immigrants Volume1: Labour Market Integration in Australia, Denmark, Germany and Sweden." Paris: OECD.

Piore, Michael J. 1979. *Birds of Passage : Migrant Labor and Industrial Societies*. Cambridge ; New York: Cambridge University Press.

Portes, Alejandro, Patricia Fernandez-Kelly, and William Haller. 2005. "Segmented Assimilation on the Ground: The New Second Generation in Early Adulthood." *Ethnic and Racial Studies* 28(6):1000-40.

Portes, Alejandro, and Rubén G. Rumbaut. 2006. *Immigrant America : A Portrait*. Berkeley: University of California Press.

Reitz, Jeffrey G. 1998. *Warmth of the Welcome: The Social Causes of Economic Success for Immigrants in Different Nations and Cities*. Boulder, Colo.: Westview Press.

Sainsbury, Diane. 2006. "Immigrants' Social Rights in Comparative Perspective: Welfare Regimes, Forms of Immigration and Immigration Policy Regimes." *Journal of European Social Policy* 16(3):229-44.

関根政美　1994『エスニシティの政治社会学』名古屋大学出版会.

Takenoshita, Hirohisa. 2013. "Labour Market Flexibilisation and the Disadvantages of Immigrant Employment in Japan: The Case of Japanese-Brazilian Immigrants." *Journal of Ethnic and Migration Studies* 39(7):1177-95.

−. 2015. "Labor Market Structure, Welfare Policy, and Integration: Brazilian Immigrants During the Economic Downturn." Pp. 234-55 in *International Migrants in Japan: Contributions in an Era of Population Decline*, edited by Y. Ishikawa. Melbourne: Trans Pacific Press.

Van Tubergen, Frank. 2006. *Immigrant Integration: A Cross-National Study*. New York: LFB Scholarly Publishing.

Wiesbrock, Anja. 2011. "The Integration of Immigrants in Sweden: A Model for the European Union." *International Migarion* 49(4):48-66.

（たけのした　ひろひさ　上智大学）